

1. 件名：特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合への対応について

2. 日時：令和3年3月22日 15:30～16:20

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、田澤審査チーム員

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他4名※

5. 要旨

（1）三菱重工業株式会社（以下「三菱」という。）から、本日の審査会合（第8回特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合）において、以下のとおり、議論された事項の確認があった。

（第3条）

○ 第3条への基準適合性について、基準適合性を説明するのではなく、キャスクの設置方法としての前提条件を説明するのではないのか、再検討すること。

（第4条、第5条、第6条）

○ 第4条、第5条、第6条への基準適合性について、構造健全性評価対象の部材を評価することによって、4つの安全機能（臨界、閉じ込め、遮へい、除熱）が維持されることを説明すること。

（第16条）

○ 閉じ込め機能を監視するための構造部材である圧力計及びケーブルについては、適切に検査及び交換が可能となるよう、長期健全性維持の説明をすること。

（第8条、第12条、第29条及び第30条）

○ 第8条、第12条、第29条及び第30条の基準の要求事項は施設設計に依存することから、型式証明の審査で説明するのであれば、基準適合性を説明するのではなく、評価の前提条件や設計上の考慮事項として説明するのではないのか、再検討すること。

（コメント回答）

○ 緩衝体については、木材以外の可能性も含めて設計が確定したものではないので、型式証明の段階でどこまで申請書に記載するのか、検討すること。

○ 許認可実績のない遮蔽解析コードについては、適用に当たって詳細な説明が必要になるが、型式証明申請の段階ですべて説明する必要があるのかどうか整理するとともに、後段の手続きとの関係も考慮の上、本申請における説明の範囲について検討すること。

(2) 原子力規制庁は、上記の確認事項に関する説明資料の作成を依頼するとともに、本日の審査会合における議論を踏まえ、引き続き確認を行うことを伝えた。

(3) 三菱より、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

提出資料なし

以上